○農林水産省告示第八百二号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十一条第一項の規定に基づき、輸入植物検疫規程（昭和二十五年七月八日農林省告示第二百六号）の一部を次のように改正し、平成七年七月十七日から施行する。

平成七年六月十六日

農林水産大臣　大河原太一郎

別表第三の十五の項中「八五％以上のガス保有力を有する倉庫」を「別表第四に掲げる特Ａ級の倉庫」に改め、同表十八の項を二十の項とし、十五の項から十七の項までを二項ずつ繰り下げ、十四の項の次に次のように加える。

十五　二酸化炭素倉庫くん蒸	袋詰めされた米、麦、とうもろこし、きび、もろこし等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する有害動物（グラナリヤこくぞう、ひめあかつおぶしむし及びこくじつせんちゅうを除く。）	倉庫内の濃度 四〇―八〇％	二一日間	二〇度―二五度	倉庫内のガス濃度を均一にするよう考慮すること。
			一四日間	二五度―三〇度	別表第四に掲げる特Ａ級の倉庫を使用すること。
		倉庫内の濃度 五〇％以上	一四日間	二〇度―二五度	
			一〇日間	二五度以上	
			一〇日間	三〇度以上	
十六　二酸化炭素サイロくん蒸	ばら積みされた米、麦、とうもろこし、きび、もろこし等（粉状及びかす状のものを除く。）に付着する有害動物（グラナリヤこくぞう、こくぞう、ここくぞう、ひめあかつおぶしむし及びこくじつせんちゅうを除く。）	サイロ内の濃度 四〇―八〇％	二一日間	二〇度―二五度	ばら積みされた植物の内部にガスが浸透するよう一定時間ガスを循環させること。 別表第五に掲げる特Ａ級のサイロを使用すること。
			一四日間	二五度―三〇度	
			一〇日間	三〇度以上	
		サイロ内の濃度 五〇％以上	一四日間	二〇度―二五度	
			一〇日間	二五度以上	

別表第三の備考中「この表」を「この表（十五の項から十七の項までを除く。）」に、「倉庫くん蒸」を「倉庫くん蒸」に、「サイロくん蒸」を「サイロくん蒸」に改める。

別表第五中

区分	級別		
	Ａ級		
くん蒸ガス保有力（空サイロ一立方メートルにつき臭化メチル一〇〇グラムを使用した場合の四八時間後のガス残存率）	七〇％以上		
コンクリート又は鉄鋼板造りのもの			
投薬終了後二時間以内にガスを均一化する循環装置のあるもの			

を

区分	級別	特Ａ級	Ａ級
くん蒸ガス保有力（空サイロ一立方メートルにつき臭化メチル一〇〇グラムを使用した場合の四八時間後のガス残存率）		八五％以上	七〇％以上
コンクリート又は鉄鋼板造りのもの		同上	同上
投薬終了後二時間以内にガスを均一化する循環装置のあるもの		同上	同上

に

改める。

○通商産業省告示第三百九十二号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、平成七年六月五日付けをもって次のように甲種電気用品の型式の認可とみなす確認を行ったので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成七年六月十六日

通商産業大臣臨時代理
国務大臣　前田　勲男

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第41―23696号～第41―23703号	日本スタンダード株式会社	大阪府泉田市南泉田5―27―23	配線用遮断器
第41―23704号～第41―23705号	〃	〃	漏電遮断器

○通商産業省告示第三百九十三号

電気用品取締法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第十八条の規定に基づき、平成七年六月六日付けをもって次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成七年六月十六日

通商産業大臣臨時代理
国務大臣　前田　勲男

型式認可番号	氏名又は名称	住所	甲種電気用品名
第11―2566号	株式会社クラス	静岡県浜松市高塚町4830	キャブタイヤコード
第33―658号～第33―662号	富士電子工業株式会社	大阪府大阪市淀川区十八条2―18―98	温度ヒューズ
第81―18534号	テクノエレメント株式会社	静岡県浜松市小池町1532	家庭用温熱治療器
第81―22728号	株式会社インターセントラル	岩手県岩手郡滝沢村滝沢字木賊川417―1	電気ストーブ
第91―54313号	日産工業株式会社	神奈川県川崎市川崎区宮前町7―15	直流電源装置
第91―54314号	三洋電機株式会社	大阪府守口市京阪本通2―5―5	電気冷蔵庫
第91―54315号	東洋機器株式会社	滋賀県草津市馬場町358―1	家庭用電位治療器
第94―67228号	若木繁男	兵庫県西宮市瓦林町2―12	家庭用光線治療器